

粗大ごみの出し方

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58 - 2111 (内線 3304 ~ 3306)

お問い合わせの多い粗大ごみの出し方についてご案内します。粗大ごみの出し方は次の2つの方法があります。

- ①市役所へ電話予約し、自宅などへ市の委託業者に収集に来てもらう方法
 - ②市役所で許可を受けた後、個人で常総環境センター（守谷市）へ搬入する方法
- それぞれの方法は、次のフローチャート図をご覧ください。

②個人で常総環境センターへ直接搬入する方法 (常総環境センターでの現金・有料処理)

①搬入するごみを車に積み、市の生活環境課へ
※生活環境課は谷和原庁舎です。認印をご持参ください。

②窓口で家庭廃棄物搬入許可申請書に必要事項を記入する
市の担当者が、搬入する粗大ごみなどの分別状況を確認し、許可証を発行します。
※市役所での受付は開庁日時のみとなります。
※ごみ・資源ごみの分別は「家庭ごみ分別の手引き」をご参照ください。
※市役所伊奈庁舎での手続きはできません。

③市発行の許可証を持って、常総環境センターへ
ご自身で粗大ごみなどを搬入してください。常総環境センターでは、現金払いの有料処理となります。

■常総環境センター

- ◎家庭系一般廃棄物 143円/10kgあたり+消費税
- ◎受付時間…午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)
- ◎所在地…守谷市野木崎 4605番地 ☎ 0297 - 48 - 2314

①電話予約して戸別に収集してもらう方法 (粗大ごみ収集券の購入・利用)

①予約日(収集日)を確認し、予約日に市の生活環境課へ電話予約をする

- ・予約日(収集日)は、お住まいの地区で決められています。
- ・粗大ごみ収集日前週の月～水曜日が目安で、祝日により、変更もあります。詳しくは、ごみ・資源物カレンダー、ホームページなどでご確認ください。

■受付専用電話番号 ☎ 52 - 3152
※1回の収集日につき8点まで。収集は粗大ごみに限る。

②粗大ごみ収集券を取扱店で購入する
粗大ごみ収集券は粗大ごみ1点につき1枚必要です(1枚:500円)。
※粗大ごみ収集券の取扱店は、市内のコンビニエンスストアなどです。詳細は生活環境課までお問い合わせください。

③収集日に粗大ごみを出す
収集券に氏名を記入の上、粗大ごみに添付し午前8時までに出してください。

■ごみを出す場所

- ◎一戸建て住宅の方…家の出入り口付近(敷地内)に出してください。ごみの集積所に粗大ごみを置かないでください。
- ◎アパート・マンションの方…備え付けられた集積場、または予約時に指定された場所へ出してください。

■留意事項

- ※道路、歩道上は通行の妨げになりますので、粗大ごみを置かないでください。
- ※粗大ごみの収集は、市の委託業者が行います。
- ※本人の立会いは必要ありません。
- ※雨天でも収集を行います。

■注意事項…次の場合は粗大ごみを収集できません。

- ・粗大ごみに収集券が貼られていないもの
- ・粗大ごみ収集券に氏名の記載がないもの
- ・事前予約がないもの

市では、「つくばみらい市環境保全条例」に基づき、空き地などの雑草で近隣に迷惑がかからないよう、土地の所有者(または管理者)に空き地などの適正な管理をお願いしています。空き地は、普段から定期的に管理を行わないと、雑草などが繁茂し、次のような生活環境の悪化につながります。

空き地に雑草などが繁茂すると…

- 隣接する住宅地に雑草が伸びていき不快感を与える
- 蚊や毛虫などの害虫の発生原因となる
- 不法投棄の温床の場となり、非行や犯罪を誘発する原因になる
- 交差点付近では見通しが悪くなり、交通事故の発生につながる
- 冬期には立ち枯れて、タバコの投げ入れなどによる枯れ草火災の原因になる
- 雑草の花粉によるアレルギーの原因になる
- 空き地を所有(管理)している方は、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、ご自身

空き地の適正な管理をお願いします



身や草刈り業者などに依頼しての除草作業を定期的に行ってください。次の点に気をつけましょう。

次の点に気をつけましょう

- 刈り取った草や枝を放置や山積みにしたままでは、風で周辺に飛び散ったり、害虫や火災の原因になったりします。で、適正な処分をお願いします。
- 住宅地やその周辺で除草剤を使用する場合は、周辺住民の方に散布日時をお知らせしたり、除草剤の飛散防止に努めるなど、十分な配慮を心がけましょう。
- 野外焼却(野焼き)は法律で禁止されていますので、やめましょう。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58 - 2111 (内線 3302)